

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	4	2	0	2
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	5	0	2
	指導事項	出資・出捐団体	8	2	0	6
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		15	9	0	6
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			3	2	1	0
指 定 管 理 者			1	1	0	0
計		4	3	1	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	3	0	0
計		4	4	0	0	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		0	—	—	—	
合 計		30	21	1	8	

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年10月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	公益社団法人岐阜病院 (岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業補助金)	<p>公益社団法人岐阜病院に対する岐阜県認知症疾患医療センター地域認知症対策事業補助金において、次のとおり不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 休日勤務手当の一部が重複して補助対象経費に算入されていたことにより、補助金 13,867 円が過大交付となっていた。</p> <p>2 補助事業者が支出した雑費について、購入先の不明な領収書や宛名の無い領収書が見受けられ、支出証拠書類として十分でなかった。</p>	<p>指摘事項について、当該法人に対応を求め、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。</p> <p>指摘事項について、認知症疾患医療センター職員と会計課職員で情報共有を行った。</p> <p>1 過大請求となっていた休日勤務手当 13,867 円について、他の経費を含めて再精査したところ、14,000 円の返還が必要となり、令和 2 年 3 月 3 日に返納した。</p> <p>2 領収書については、支出証拠書類として十分なものを整備する。今後は、時間外勤務申請簿、領収書について、認知症疾患医療センター職員と会計課職員の二重チェックを行い、内部けん制体制の強化を図り、適正な会計事務処理に努める。</p> <p>また、当課において過去 5 年分の調査を行ったが、過大交付となっていたのは今回指摘事項のみであった。</p> <p>実績報告書の確認が不十分であったため、他の補助対象団体に対しても、適正な領収書について、支出証拠書類として十分なものを整備するよう依頼した。今後は複数の職員による実績報告書の確認を徹底しながら、確実な審査を行う。</p>